

【裁定委員会】2026年5月13日付け決定

事案1

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
譴責
- 3 懲罰の起算日
2026年5月13日
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
所属選手複数名に対する暴言行為（尊厳を傷つけ、人格を否定する発言。）

事案 2

1 懲罰対象者

三重県協会所属 U12 及び U15 カテゴリー指導者 (41 歳 男性)

※事案の内容に鑑み、所属と属性も公表する

2 懲罰の内容

2026 年 3 月 18 日から 2026 年 9 月 17 日まで 6 か月間停止されている本協会の登録資格を、2026 年 9 月 18 日から更に 1 年間停止 (バスケットボールに関する一切の活動について 2026 年 9 月 18 日から更に 1 年間停止) する。

3 懲罰の起算日

2026 年 9 月 18 日

4 懲罰の理由

本協会倫理規程第 3 条第 1 項(2)「本協会、国際バスケットボール連盟 (F I B A)、F I B A A S I A、スポーツ仲裁裁判所 (C A S)、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構 (J S A A)、国際オリンピック委員会 (I O C) および日本オリンピック委員会 (J O C) 等ならびに所属する団体の定款、規程、規定、命令および指示等に反し」た行為に該当

5 事案の概要

前回懲罰に従わず、多数回にわたり指導を行った。